

投資支援に関する 政令182/2024/ND- CP

2024年12月、政府は投資支援基金の設立に関する政令182/2024/NĐ-CPを公布しました。本政令の条件を満たすハイテク産業の納税者は、投資支援基金から助成金を受け取ることができます。当該政令は2024年度から有効となります。



詳細

政令182では、(1)運営費支援、(2)初期投資費支援の2種類の支援が規定されています。(1)は一般的にはハイテク産業の企業に適用され、(2)は特に半導体や人工知能(AI)に関する研究開発センターを持つ企業に適用されます。両方の支援を受ける資格のある企業であっても、どちらか一つの支援しか適用できません。

別途規定がある場合を除き、受給者は最長5年間、助成金を受け取ることができます。この助成金は、法人税の計算において益金不算入とされます。

1) 運営費のサポート(詳細は表参照)

適格納税者は、以下の費用に関する助成金を受ける権利があります。

- 研修費・人材育成費: ベトナム人に関する当該総費用の50%を上限とします。
- 研究開発費: 研究開発費の金額および納税者の区分に応じて研究開発費の1%から30%までが助成金対象となる。
- 固定資産への投資: 固定資産の金額および納税者の区分に応じて新規固定資産の取得価額の1%から10%までが助成金対象となるが、適格投資プロジェクトの総投資資本の0.5%が上限となる。
- ハイテク製品の製造費用: 売上高・従業員数・納税者の区分に応じて、ハイテク製品の現地付加価値に関する製造コストの1%から3%が対象となる。現地付加価値は、海外に支払われるロイヤルティ料・技術移転料および輸入材料費を除いた、製造されたハイテク製品の総売上原価と定義される。
- 社会インフラシステムへの投資: 総費用の25%を上限とする。

適格基準 納税者の区分	a ハイテク企業	b ハイテク製品の製造に関する投資プロジェクト	c 先端技術を活用した投資プロジェクト	d R&Dセンタープロジェクト
年間収益 (年間最低額)	<ul style="list-style-type: none"> チップ、半導体、AIデータセンター分野に関して、10兆ドン(約3.9億米ドル) その他のプロジェクトに関して、20兆ドン(約7.8億米ドル) 			適用なし
投資資本規模 (最低額)	<ul style="list-style-type: none"> チップ、半導体、AI分野に関して、6兆ドン(約2.35億米ドル) その他のプロジェクトに関して、12兆ドン(約4.7億米ドル) 			3兆ドン (約1.18億米ドル)
投資資本は規定の期限内に拠出する必要がある。				
備考	<p>以下の場合において、収益および投資資本の基準は免除される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 首相が開発を奨励する高度技術およびハイテク製品リストに含まれる製品・技術を持つ企業・プロジェクト 以下の基準を満たすマイクロチップの設計への投資プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ベトナムでの事業開始後5年以内に少なくとも300人のベトナム人のエンジニアと管理職を雇用している。 ベトナム人のエンジニアにマイクロチップ設計分野に関するトレーニングを毎年行っている。 			首相のリストに記載された高度技術および製品を創出するための研究開発活動を行っている。

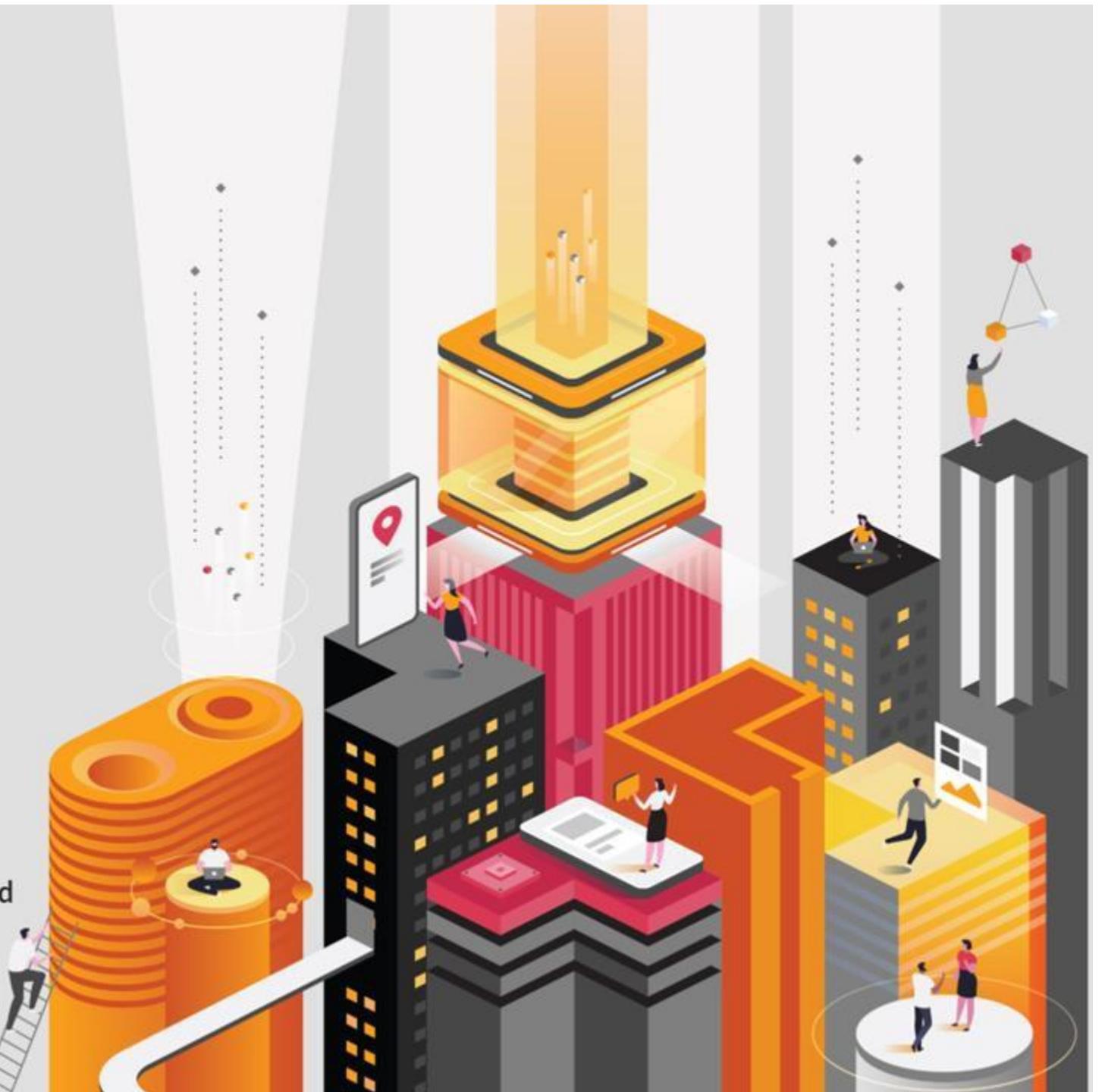
詳細

2) 初期投資費用のサポート

適格納税者は、上記のカテゴリーdに該当する半導体およびAI分野で事業を行っている企業です。助成金額は初期投資総額の50%を上限とします。

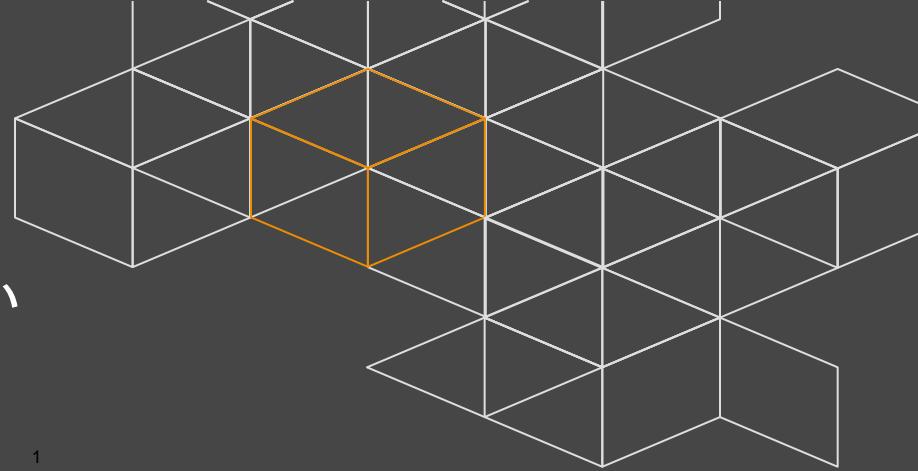
3) 手続きについて

- ・ 納税者が投資助成金の申請書を提出する期限は、対象年度の翌年7月10日です。
- ・ 紳税者の財務諸表は、ベトナム国家証券委員会が発表した適格監査会社リストに掲載されている独立監査人によって監査されなければなりません。納税者の関連経費報告書も独立監査人によって監査される必要があります。
- ・ 申請を処理する管轄当局には、経済特区、工業団地、ハイテクパークの管理委員会、または省の計画投資局（経済特区・工業団地・ハイテクパーク外のプロジェクトの場合）が含まれます。
- ・ 申請はそれぞれの人民委員会に報告する必要があります、同委員会は翌年の10月1日までに基金の執行機関に申請を報告する必要があります。助成金の最終承認は政府により行われます。
- ・ 申請総額が基金の予算を超える場合、支援金額は経済的および社会的貢献に基づいて調整されます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー¹
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com

ホーチミンオフィス：



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn

